



Title	[書評] 越後和典著『反独占政策論』
Author(s)	松井, 哲夫
Citation	関西大学経済論集, 15(2): 187-191
Issue Date	1965-06-30
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10112/15353">http://hdl.handle.net/10112/15353</a>
Rights	
Type	Departmental Bulletin Paper
Textversion	publisher

## 書 評

## 越後和典著『反独占政策論』

松 井 哲 夫

## 1

独占禁止政策は1890年のシャーマン法成立このかた、久しく特殊アメリカ的な政策の観を呈してきたが、第2次大戦後は日本やヨーロッパ諸国においても、「原則的禁止主義」と「弊害規制主義」の相違はあれ広く立法化され、公共的経済政策の重要な一部門を形成するにいたった。著者は現代独占問題研究の一環として、早くからアメリカの反トラスト政策の研究を進めてこられたが、近くはイギリスはじめEEC諸国およびアメリカにおいて、独禁政策運用の実情をつぶさに調査され、ここにその研究成果の一端が公刊されたことは、貿易の自由化を契機に独禁法の大巾緩和をめぐる論議のさかんな昨今、まことに時宜にかなうものといえよう。本書において著者は、わが国の独禁法の母法ともいべきシャーマン法以下のアメリカの反トラスト法について、従来の法律的な見地からの検討とは異なって産業組織論の立場から、その「原理的特質」と「現実の適用」を体系的に究明しようとしているが、その分析視角の斬新かつ野心的である点特筆されるべきであろう。以下、各章の内容に簡単に触れながら、著者の主張をきくことにしよう。

## 2

まず第1章では、1930年代にE. S. メイソンなどによって開拓され、その後、彼の門弟たち、とりわけJ. S. ベインによって精力的に発展せしめられた産業組織論の基礎的概念—市場構造・市場行動・市場成果—を解明し、それらの相互関係を明らかにしたうえで、アメリカの反トラスト政策の基本的性格を「実効競争的成果を招来するため、市場構造・行動の規制を手段として採用するところの公共経済政策の一体系」であると規定する。そして反トラスト政策の具体的目標は、実効競争的成果のうち「経済の進歩性」よりも、「資源の効率的な利用・配分」に重点をおくべきであるとし、それを達成する手段に関しては、論理的にみて市場行動に対する規制よりも市場構造の規制を重視すべきであると主張している。

つぎの第2章においてはアメリカの反トラスト関係法令の成立過程を概観しつつ、その

主要条項、実施手続および実施機関をそれぞれ明快かつ正確に解説されているが、ややもすれば実際の性格のゆえに等閑視されがちな行政的・司法的側面の周到な検討に著者の該博な知識と着実な研究のあとがうかがえる。ここで著者は、総じて連邦議会の冷淡な態度や司法省反トラスト部・連邦取引委員会の予算・人材の不足などに反トラスト政策の実施上の問題点があることを、するどく指摘している。

### 3

第3、4章は競争企業間の水平的な共謀的協定、別してカルテル協定ならびに紳士協定などの競争制限的市場行動の規制の解明にあてられ、関係独禁法令の内容、裁判所によるその解釈、違反事件に対する法的救済措置、禁止政策の経済的影響などをそれぞれ詳細に述べたうえで、アメリカの現行の独禁政策にはつぎのような問題点のあることを指摘される。

第1に、反トラスト法違反事件は大部分ここにいる水平的共謀的協定に関するものであるが、法的禁止はなるほど明示的な共謀的行動に対しては、かなり広汎に適用されてきたとはいえ、寡占的市場に共通の暗黙の共謀または意識的な平行行動には部分的・不確定的に適用されているにすぎない。

第2に、共謀的協定に対する救済措置としては、禁錮刑、罰金刑などの刑事罰は違法行為から得られる利益と対比して抑制効果は少ない。従って民事上の救済たる禁止命令に委ねなければならぬが、経済学的見地に立てば、違法な行動を誘発する市場構造をそのまま放置しておいて、行動のみの規制によって市場成果の改善を期待するのは至難といわねばならぬ。

第3に、政府の反共謀的活動も、ややもすれば共謀の証拠の摘発しやすい集中度の低い産業部門の違法行為が対象とされ、証拠把握の困難な高度の寡占構造をもつ重要産業はそれを免れる結果となっている。

以上のような欠陥に加えて、反カルテル政策自体が結局大企業をして競争制限のため、「緩い結合」よりも「堅い結合」を選ぶ方向をとらしめ、企業合併運動を促す刺戟となり、「アメリカの寡占体制の確立に促進的役割を果す結果になった」とその政策の効果と限界を説かれるのである。

なお第4章においては寡占市場における意識的平行行動の代表的なものとして、とくに基準地点価格制をとりあげ、反トラスト法の適用を論じて前章の立論を補足している。

### 4

第5章から第7章にいたる各章は、「かたい結合」と呼ばれる独占・寡占的企業の形成と市場支配に対する規制の検討にあてられ、シャーマン法とクレイトン法の運用の経過、法解釈の変遷および救済措置の解明がその内容をなしている。まず、シャーマン法の規制

対象たる「独占行為ないし独占」については、法律の現実的解釈が1940年代初期までは、多くの場合、明示的な掠奪的・排他的目的と効果をもつ行動を要件としていたので、同法による独占規制は有名無実となり、独占禁止の空白期間が長らく続いた。ところが、1945年のアルコール事件を契機に市場占拠率を重視し、「平常かつ細心な」事業慣行・行動の中に違法な行動の充分な証拠を認める方向に法解釈の進展がみられた。かかる判例理論の発展はさらに単一独占から共同独占へと拡大解釈されるようになり、反トラスト政策の前進を思わしめるものがあった。しかし著者によれば、現実にとられた排除措置は、多くは行動的排除措置であって、構造面に対する排除措置に余程極端な場合に限られ、その場合にも「行動的オリエンテーションが、いわばインプリシットに含まれている」という。また経済学的な分析の見地から納得しうる一定の基準や型が存在するわけではないし、分割・分離といった「構造的排除措置の結果がよりよき成果を達成することを予想させるほど、徹底して行なわれていない」と著者は手きびしい批判を加えている。

つぎにクレイトン法は独占形成の手段となる価格差別、抱き合せ契約、排他的協定ならびに合同を規制しているが、それは独占の発展を萌芽期に阻止することを意図したものである。しかし現実の運用を見ると競争の維持よりも、個別的な競争者の保護に力点がおかれ、反トラスト政策の本筋から逸脱するきらいがあると評している。また救済措置も行動是正に限られている。ただ、アンタイ・マージャーの規定は、セラー・キーフォーバー法の補強によって運用次第では市場構造にかなり強い影響を与えうると考えられるが、その実際の評価は時期尚早であるとされている。

特許独占と反トラスト法との関係を論じた第7章では、アメリカの特許制度の欠陥と特許権の濫用傾向、とくに特許独占の形成過程を具体的に述べたあと、これに対する反トラスト法の適用過程の特質を究明し、公共的経済政策相互間の矛盾を説いてあますところがない。

## 5

第8章においては、現行の反トラスト政策が「独占行為ならびに独占」におよぼした影響とその政策的限界を明らかにし、さらに産業組織論の立場から反トラスト政策のあるべき方向を示唆されており、本書全体を通ずる著者の積極的主張を浮き彫りにしている。

まず反トラスト政策が市場行動に与えた効果を見ると、「明白な掠奪的、排他的慣行」に対してはかなり強力な阻止の効果をおよぼした点は認められるが、他の半面において、大企業をして弱少競争者に対する積極的・攻撃的戦術を手控えさせ、いわゆる「持ちつ持たれつ」の政策をとらしめる結果となり、ために非価格競争のような新しい重要な現象の出現を促す役割を果たしてきた点を看過すべきでないといわれる。

つぎに市場構造に関しては、その効果は一定の市場行動の禁止を通ずる間接的なものであり、単純独占の形成を阻止してきたことは事実であるが、かなり高度の寡占の形成を阻げなかつたばかりか、寡占的相互依存性を強化する結果になったと述べている。

また市場成果についても、特定の市場行動の禁止を通じて間接的に独占的市場成果の阻止に貢献したことは認められるが、寡占的市場構造の排除・修正に失敗したがゆえに、寡占体制の下での独占の否定的影響は依然としてモディファイした形で存在し、かつ非価格競争の激化にともなうコスト上昇により、独占的な生産制限、高利潤への傾向が強化されている点を忘れてはならないという。

以上のような独占禁止政策の成果の貧困性の原因を著者は、シャーマン法の内容、その解釈、排除措置など、いずれも著しく行動志向的であった点に求められ、したがってその是正の方向も次の諸点に向けられるべきだと主張される。すなわち、①独占的市場成果の傾向を生ずるおそれのある一定の市場構造をそれ自体違法とすること。②違法性の基準を具体的かつ詳細に規定すること。③救済措置も原則として構造的側面に向けること。

なお反トラスト法全体の運用も、共謀的行為（カルテル）禁止より、独占ないし独占行為の規制に重点を移すよう提唱されている。

さて、以上のような反トラスト法の抜本的改正ならびに運用の強化は果して可能であろうか。著者はつぎにアメリカの反トラスト政策の主体的側面—社会的支柱の解明へと筆を運ばれる。

もともとアメリカの反トラスト政策は、西部農民に象徴される旧中間階層の反独占運動と機会均等主義の要求の所産であり、その政策方向にも一定の限界があった。またこれら旧中間層の没落後、反トラスト運動の支柱は新中間層を主体とする消費者運動に移行したが、巨大企業に対する影響力の大きい上述のごとき独禁法の改正の将来を「歴史的変革の後衛」にすぎない新中間層に託するならば、その成功の見通しは決して明るくないと結ばれている。

## 6

以上の簡単な紹介からも容易にうかがえるように、本書の最大の貢献は、反トラスト法の研究に経済学的手法を導入し、新しい研究分野を開拓した点にあるだろう。もちろん著者の主張が、社会的経済的構造のちがうわが国における反独占政策について、そのままあてはまるとは思われないが、法的処理よりも経済学的処理の重要性を認識させる点で示唆することが多く、著者の業績は高く評価されてよい。

つぎに適切に選択された豊富な主要反トラスト法事件の判決例の解明とその意義・影響についての透徹した分析とは、アメリカの個別産業の研究を試みるものにとってはもちろん、およそアメリカ経済に対して関心をもつものにとって、極めて有益な資料を提供するものとおもわれる。

さらに本書をアブ・ツー・デートなアメリカの反トラスト法の解説書という観点からみても、鋭い歴史観、内容豊かな、かつ正確な実施機構の解説、そして首尾一貫性において最高の水準にあること、ひとり評者だけの読後感にとどまらないであろう。

最後に望蜀の感をまぬがれないが、若干の問題点を述べて一考をわずらわしたい。

第1に、本書のごとき産業組織論の立場からの政策批判が妥当性をもちうるためには、市場行動・市場構造と市場成果との相互関係ないし因果関係の明確化が不可欠であるとおもうが、寡占市場について分析が不充分であるのは、いささか物足りぬ思いがしないでもない。欲をいえば、もう一段つっこんだ叙述が望まれる。

第2に、反トラスト政策による救済措置、とりわけ構造的是正措置のディレンマは、競争促進より生ずる社会的利益の増加と、企業規模、市場支配力に負うところの大きい技術革新的成果の減退との比較回較量の問題である。周知のように、技術革新の源泉となる研究・開発活動は巨大企業、寡占産業に集中する傾向にある。げんに、アメリカの代表的な寡占産業たる化学、電気・通信機器、自動車、機械、航空機の5大産業に総民間研究開発支出の約4分の3が集中している(註)。分割・分離といった構造的救済措置はこれらの産業の研究開発活動におよぼす影響を無視しては行ないえないのではなからうか。

(註) Nestor E. Terleckyj : Research and Development : Its Growth and Composition. 1963. P. 42.

以上、評者の非才から著者の真意にまでふれられなかった点がありとすれば、寛恕をねがう次第である。